

総合特別区域基本方針の変更について(平成26年12月27日 閣議決定)

特区における規制の特例措置の追加及び新たな規制緩和等の全国の実施

特区からの提案を踏まえ、国と地方の協議を通じて、講ずることとされた規制の特例措置及び新たな規制緩和等を全国的に実施するものについて、基本方針の別表に追加する。

※特区で活用できる規制の特例措置は、別表1(国際戦略総合特区)、別表2(地域活性化総合特区)に追加。併せて、参考として、特区における協議の成果として全国で実施することとされた規制改革について、別表3に追加。

①高度人材外国人受入促進事業

別表1 【**特区で実施**】

・アジアヘッドクォーター特区(東京都) 【平成25年秋「国と地方の協議」に提案】

地方公共団体が特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金を交付する企業に就労する外国人については、当該企業をイノベーションを促進するための支援措置を受けているものとみなし、高度人材ポイント制(※)におけるポイントの特別加算の対象とする。

※高度人材ポイント制

学歴、職歴、年収等の項目ごとにポイントを設け、70点以上獲得した者には、永住許可要件の緩和や配偶者の就労などの優遇措置を適用するもの。(平成26年3月28日付け告示において、特区法の税制優遇の適用対象となる事業を行う企業に就労する外国人については特別加算の対象としている。)

②過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和

別表3 【**全国で実施**】

・持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区(長岡市) 【平成25年秋「国と地方の協議」に提案】

NPO等が行う過疎地有償運送(自家用車を使用した有償旅客運送)において、運営協議会を主宰する地方自治体が地域外からの生活支援ボランティア(※)について、個々に把握しているなど所要の措置が講じられている場合には、生活支援ボランティアを「当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者」として旅客の範囲として認める。

※生活支援ボランティア

自然災害又は気象条件により生じた当該地域内の住民の生活上の困難を解消又は緩和するために必要な役務を無償で提供する者として、地方自治体が認めたもの。

○過疎地有償運送において運送できる旅客の範囲は、地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者(当該地域の勤務者や通院者など)に限られている。

③PET検査用医薬品を効率的に供給するための制度の構築

別表3

【全国で実施】

- ・京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区(神奈川県、横浜市、川崎市)
- ・関西イノベーション国際戦略総合特区(京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市)【平成25年春「国と地方の協議」に提案】

有効期間が極端に短い放射性医薬品(※)などの製造を医療機関から受注した製造事業者等が、製造した医薬品を製造所から出荷する際の可否判定の取扱いについて、製品の特性に応じた試験検査項目の設定や、出荷後において試験検査結果が不適合と判明した製品の販売を中止する体制が構築されているなど、適切な製品の供給に関する措置が講じられている場合は、一部の試験検査結果が判明する時点より前に出荷を可能とすると整理した。

※放射性医薬品

放射性物質を含む医薬品のことで、がんの診断および治療に用いられる。半減期(寿命)が非常に短いのが特徴。

- これまでは、医薬品の製造工程において、製造事業者等による出荷時期決定の判断が明確でなかったため、放射性医薬品のように極端に有効期間が短い医薬品については、有効期限が切れてしまうこともあり、余分な経費がかかっていた。
- 今回の整理により、医薬品の製造に係る経費が削減されるとともに、出荷時期の早期化が可能となることから、患者へ投与するまでの時間が短縮されることとなった。